

平成 28 年 3 月 8 日

各 位

会社名：ピリングシステム株式会社  
代表者名：代表取締役社長兼 CEO  
江田 敏彦  
(コード番号：3623)  
問合せ先：取締役 CFO 兼 管理本部長  
住原 智彦  
(TEL：03-5501-4400)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 8 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 16 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、定款第 2 条（目的）の事業目的の文言を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 29 条（取締役の責任免除）第 2 項及び第 39 条（監査役の責任免除）第 2 項の一部を変更するものであります。なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、定款第 31 条（選任方法）第 3 項及び第 4 項を新設し、第 32 条（任期）第 2 項を変更するものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～6 (記載省略) (新設) (新設) (新設)</p> <p>7 (記載省略)</p> <p>8 (記載省略)</p> <p>9 <u>温室効果ガス排出権の売買</u></p> <p>10 (記載省略)</p> <p>11 (記載省略)</p> <p>12 (記載省略)</p> <p>13 (記載省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (記載省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金50万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 (記載省略)</p> <p>2 (記載省略) (新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p>7 <u>各種マーケティング、および関連するコンサルティング</u></p> <p>8 <u>広告の企画、制作、提供、および関連するコンサルティング</u></p> <p>9 <u>各種物品の販売、輸出入、およびその取次</u></p> <p>10 (現行どおり)</p> <p>11 (現行どおり) (削除)</p> <p>12 (現行どおり)</p> <p>13 (現行どおり)</p> <p>14 (現行どおり)</p> <p>15 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等を除く)との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金50万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 (記載省略)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 (記載省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 50 万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 50 万円以上であらかじめ定める金額又は法定が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 29 日 (予定)

以 上